# 〇総務省令第五十七号

電 波 法 昭 和 + 五 年 法律第百三十一 号) の規定に基づき、 電波法: 施 行 規 則 等 の — 部 を改正する省

令を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣 野田 聖子

電波法施行規則等の一部を改正する省令

(電波法施行規則の一部改正)

第 条 電 波 法 施 行 規 則 昭 和 <u>-</u> 十 五. 年 電 波 監 理 委 員 会 規 則 第 + . 匹 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 する。

る 規 次 定  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 表 傍 12 線 ょ り、 を 付 改 L た 正 部 前 分 欄  $\mathcal{O}$ に ょ 掲 う げ に る 改 規 定  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 改 傍 正 線 前 を 欄 付 及 L た び 改 部 正 分 をこ 後 欄 12 れ に 対 応 順 次 L 7 対 掲 応 す げ る る そ 改 正  $\mathcal{O}$ 標 後 欄 記 部 に 分 掲 に げ

重 傍 線 を 付 し た 規 定 以 下 ک  $\mathcal{O}$ 条 に お 7 7 対 象 規 定 と 7 う。 は、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 対 象 規

定 を 改 正 後 欄 に 撂 げ る 対 象 規 定 とし て 移 動 す る。

2 九 八 月 8 [略]	(特定無線局の対象とする無線局) (特定無線局の対象とする無線局)	2 · 3 略	F V	D	A S C	の型式 変調		の下欄に掲げる電力を 等四条の四 空中線電 の下欄に掲げる電力を の下欄に掲げる電力を	
	七の二   設備規則第三条第九号の二に規定する防災対策携帯移動衛  一〜七   略]   [一〜七   略]				略	性質・生態が変調する信号の	記号	の下欄に掲げる電力をもつて表示する。号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電匹条の四 空中線電力は、電波の型式のうちて(空中線電力の表示)	改正
	設備規則第三条第九号の二に規定する防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球略] - 法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。		[略]	(1) インマルサット船舶地球局のインマルサットF型、インマルサット携帯移動地球局のインマルサットF型及びインマルサットの十二においてその無線設備の条件が定められている固定局の無線設備にあつては平均電力 (P)	[略]	25日 彩電 ブ	と中央電ブ	の下欄に掲げる電力をもつて表示する。 号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信(空中線電力の表示)	正 後
2 州加同同同上上	第 (特 元 五 年 五 年 五 年 五 年 五 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年	[2 3 同上]	F V	D	A S C	主搬送波の変調		第	
	設備規則第三条第十号に規定する防災対策携帯移動衛星通信を行[一〜七 同上]    同上]    一号の総務省令で定める無線局は、(特定無線局の対象とする無線局)				[同上]	生質性質	記号	の下欄に掲げる電力をもつて表示する。号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電四条の四 空中線電力は、電波の型式のうちでで変や線電力の表示)	改正
	設備規則第三条第十号に規定する防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局〜七「同上] 〜七「同上」 条の二(法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。 ⊭無線局の対象とする無線局)		[同上]	(1) インマルサット船舶地球局のインマルサットF型及びインマルサットSニM型、インマルサットF型及びインマルサットBGAN型並びに設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められている固定局の無線設備にあつては平均電力(Y)	[同上]	名は影冒ブ		もつて表示する。 掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信	前

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線 局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

[一~四 略]

略

(1) (5) 略

(6) 設備規則第四十九条の二十三の三第一号に規定する技術基準

設備規則第四十九条の二十三の四に規定する技術基準

(8) 設備規則第四十九条の二十四第一項に規定する技術基準

(9)設備規則第四十九条の二十四第二項に規定する技術基準

(10) 設備規則第四十九条の二十四第三項第一号に規定する技術基準

(11) 設備規則第四十九条の二十四第三項第二号に規定する技術基準

(12) 設備規則第四十九条の二十四第四項に規定する技術基準

(13)設備規則第四十九条の二十四第五項に規定する技術基準

(14) · (15) 略

[六・七 略]

七の二 設備規則第三条第九号の二に規定する防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球

八~十二 設備規則第四十九条の二十四の四に規定する技術基準

備考

表中の [ ] の記載は注記である。

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線 局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

[一~四 同上]

同上

(1)~(5) 同上

設備規則第四十九条の二十四第一項に規定する技術基準

設備規則第四十九条の二十四第二項に規定する技術基準

設備規則第四十九条の二十四第三項に規定する技術基準

(8)

(10)(9)

設備規則第四十九条の二十四第五項第一号に規定する技術基準 設備規則第四十九条の二十四第四項に規定する技術基準

(11) 設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する技術基準 設備規則第四十九条の二十四第五項第二号に規定する技術基準

設備規則第四十九条の二十四第七項に規定する技術基準

(14) (15) 同上

[六・七 同上]

|| 設備規則第三条第十号に規定する防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局

設備規則第四十九条の二十四の四に規定する技術基準

同上

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線 局 免 許 手 続 規 則 (昭 和二十五 年電波監理委員会規則第十五号) の 一 部を次 のように改正

する。

次  $\mathcal{O}$ 表により、 改 Ē 前欄 に 掲 げる 規 定 の下線 を付 した部分をこれに順次対応する改正後欄に . 掲 げ

る規定の下線を付した部分のように改める。

	備考 表中の [ ] の記載は注記である。
[表 同左]	[表 略]
49 条の24の2 及び設備規則第 49 条の 24 の 3 に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)	49 条の23 の4、 <u>設備規則第49条の24の2</u> 及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)
[表 同左] 5 5枚目(VSAT 地球局、設備規則第 45 条の 21 に規定する航空機地球局並びに <u>設備規則第</u>	[表 略] 5 5枚目(VSAT 地球局、設備規則第 45 条の 21 に規定する航空機地球局並びに <u>設備規則第</u>
49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)	49 条の23 の4、設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)
[1~3 同左] 4 4枚目(VSAT 地球局、設備規則第 45 条の 21 に規定する航空機地球局並びに <u>設備規則第</u>	[1~3 略] 4 4枚目(VSAT 地球局、設備規則第 45 条の 21 に規定する航空機地球局並びに <u>設備規則第</u>
別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式 (第 20 条の 5 及び第 20 条の 8 関係)	別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式 (第 20 条の5及び第 20 条の 別表第二号の四 8 関係) 8 関係)
改正前	改正後

(無線設備規則の一部改正)

第  $\equiv$ 前 規 応 順 欄 定 次 条 次 12 7 対  $\mathcal{O}$ 掲 と 掲 無 応 表 げ 線 1 げ す に う。 る る る 設 ょ そ ŋ 備 対 改 象 正 規  $\mathcal{O}$ 規 は 標 後 改 則 欄 定 記 正 で 改 昭 部 に 前 改 掲 正 分 欄 和 げ 前 に 正 12 後 +欄 掲 る 欄 に 重 規 げ 五. に 掲 傍 定 る 年 電  $\sum_{}$ げ 線 規  $\mathcal{O}$ 傍 定 波 n る  $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$ 監 に 対 線  $\mathcal{O}$ 対 象 重 を 傍 理 規 委 応 下 付 線 す 定 員 線 L 会 る を 下 を た ŧ 改 含 部 線 規 正 む 分 を 則  $\mathcal{O}$ 後 含 第 を  $\mathcal{O}$ + 掲 以 ょ 欄 む 0 う 八 げ に 下 号) 7 掲 に 以 同 げ U 改 1 下 な る め、  $\mathcal{O}$ 同 対 ľ 1 部 象 改 ŧ を 規 付 を  $\mathcal{O}$ 正 は、 定 前 次 を と た 欄 付  $\mathcal{O}$ よう 規 L 及 L れ 7 定 た U に 移 改 部 を 以 削 動 改 正 分 り、 L 下 後 を 正 す 欄  $\sum_{}$ る。 改 改 に 対 れ 象 に 正 正 対

後

欄

に

掲

げ

る

対

象

規

定

で

改

正

前

欄

に

 $\sum_{}$ 

れ

に

対

応

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

を

掲

げ

7

1

な

1

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

は、

れ

を

加

え

る。

第四十条の四 第十四条 第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。 [削る] [2 略] 4 2 略 星局」という。)の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局(以下「イ 務大臣が別に告示する。 助用位置指示送信装置、携帯用位置指示無線標識、第四十五条の三の五に規定する無線設備及 六○・五m以下の周波数の電波を使用するもの、衛星測位誤差補正情報を提供する無線航行陸 帯基地地球局と通信を行うために開設する携帯移動地球局(第四十九条の二十三の四に規定す ンマルサット船舶地球局」という。)の無線設備、インマルサット人工衛星局の中継により携 び航空機用救命無線機の送信設備の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総 上局の無線設備、衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レーダートランスポンダ、捜索救 周波数の電波を使用するもの、航空機地球局の無線設備のうちー、六二六・五Hを超えー、六 継により無線通信を行うものの無線設備のうち一、六二六・五mを超え一、六六〇・五m以下の 設備又は海域で運用される構造物上に開設する無線局であつてインマルサット人工衛星局の中 る無線設備を使用するものを除く。 [一~九 略] (定義) (インマルサット船舶地球局等の無線設備の条件) 国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局(以下「インマルサット人工衛 (空中線電力の許容偏差) その無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。 帯基地地球局と携帯移動地球局との間で、主として防災対策のために行われる無線通信及び 「防災対策携帯移動衛星通信」とは、公共業務を行うことを目的として開設された携 略 略 以下「インマルサット携帯移動地球局」という。)の無線 改 正 後 3 第四十条の四 3 第十四条 [同上] 第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする [2] 同上 2 同上 4 く。)に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。 中線電力の許容偏差は、 無線標識、第四十五条の三の五に規定する無線設備及び航空機用救命無線機の送信設備の空 の、衛星測位誤差補正情報を提供する無線航行陸上局の無線設備、衛星非常用位置指示無線 無線設備のうち一、六二六・五Mを超え一、六六〇・五M以下の周波数の電波を使用するもてインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うものの無線設備、航空機地球局の 帯移動地球局」という。)の無線設備、海域で運用される構造物上に開設する無線局であつ より携帯基地地球局と通信を行うために開設する携帯移動地球局(以下「インマルサット携 衛星局」という。)の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局(以下 標識、捜索救助用レーダートランスポンダ、捜索救助用位置指示送信装置、携帯用位置指示 (空中線電力の許容偏差) (インマルサット船舶地球局等の無線設備の条件) 「インマルサット船舶地球局」という。)の無線設備、インマルサット人工衛星局の中継に [一~九 同上] (定義) インマルサット船舶地球局のインマルサットM型の無線設備は、第一項各号(第五号を除 国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局(以下「インマルサット人工 その無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。 基地地球局と携帯移動地球局との間で、主として防災対策のために行われる無線通信及び 送信装置の条件 同上 「防災対策携帯移動衛星通信」とは、 変調方式は、位相変調であること。 送信速度は、通信の種類に応じて次のいずれかに規定する値(許容偏差は、百万分の 同上 同上 第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。 改 公共業務を行うことを目的として開設された携帯 正 前

- 一〇とする。)であること。
- 秒三、〇〇〇ビット (1) 無線電信による通信(呼出し又は応答を行うためのものに限る。)を行う場合

毎

ハ 位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。(2) ①以外の通信を行う場合 毎秒八、○○○ビット

ニ 送信電力の値が通常の値を五デシベル以上上回る場合に、送信を直ちに停止する機能

二 受信装置の条件

を有すること。

- ロ 無線電信による通信(ハに規定するものを除く。)を行う場合にあつては、搬送波の 無線電信による通信(ハに規定するものを除く。)を行う場合にあつては、搬送波の 無談 の 職送 波電力と 雑音の電力 密度 との 比が 四一・ 六 デシベルとなる レベルの 電波を 変調 波の 搬送 波電力と 雑音の 電力 密度 との 比が 四一・ 六 デシベルとなる レベルの 電波を 変調 波 気偏差が 九 二四 へルツ、クロック 周波 数 偏差が 百万分の ○・ 三五、かつ、四相位相 田 無線電信による 通信 (ハに規定するものを除く。)を行う場合にあつては、 搬送 波の ロ 無線電信による 通信 (ハに規定するものを除く。)を行う場合にあつては、 搬送 波の
- ロック周波数偏差が百万分の○・三五、かつ、四相位相変調波の搬送波電力と雑音の電ニ 無線電話による通信を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二四ヘルツ、クニ 無線電話による通信を行う場合において、復調後におけるビット誤り率は、任意のとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、任意の一時間において八○パーセントの確率で○・○○一パーセント以下であること。 一時間において八○パーセントの確率で○・○○一パーセント以下であること。 となるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、任意のとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後において、の間波数偏差が百万分の○・三五、かつ、四相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力を表している。)を行う場合い 無線電信による通信(呼出し及び回線割当てを行うためのものに限る。)を行う場合
- におけるビット誤り率は、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。 カ密度との比が次の表の上欄に掲げるレベルの電波を受信した場合においては、復調後ロック周波数偏差が百万分の○・三五、かつ、四相位相変調波の搬送波電力と雑音の電ニ 無線電話による通信を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二四ヘルツ、ク

匹	四二	と搬送の比波
四三・四デシベル	四二デシベル	との比と雑音の電力密度
パーセント以下であること 二〇秒以上の時間において九〇パーセントの確率で二	パーセント以下であること.  一○秒以上の時間において九○パーセントの確率で四.	復調後におけるビット誤り率

#### 三 空中線の条件

ること。 は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであは、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであイー軸対称空中線を使用する場合にあつては、主輻射の方向からの離角に対する絶対利得

								合 四	第 [ ] [ ] [ ] [ ]	5 4 3				
七五〇HI以下 七五〇HI以下	以下 MHz を超え一、〇〇〇MHz	一○○Hを超え三○MU以下	周波数帯	搬送波を送信していないときの漏えい電力は、	されるものであること。	ものであること。 観帯基地地球局と通信を行う個	一  信	合するものでなければならない。 D//三・王Mから二 王CCMit		[略]				
一〇〇キロヘルツ	一〇〇キロヘルツ	一〇キロヘルツ	測定帯域幅		`	々		- で居泌娄の電波を受	))はでう見なり意ないで、六一○HAから一、六一八・七非静止衛星に開設する人工衛星					
(二) 七七デシベル以下	(二) 八七デシベル以下	(二) 八七デシベル以下	ジベルとする。) 等価等方輻射電力 (一ワットを○デ	それぞれ次の表に定めるとおりであるこ	携帯基地地球局の制御信号により自動的に選択	の携帯移動地球局の送信装置が自動的に識別される			タ  期					
									新設」	6 5 4 4 同 同 同 同 上 上 上	四 前三号	 [. (	四〇度	主輻射

- ○度を超え一八○度以下 (一) 五デシベル以下 (一) を超え一八○度以下 (一) もの (

同上]同上]同上]民場げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

、送信又は受信する電波の偏波は、左旋円偏波又は直線偏波であること。

二 単向通信方式の無線設備

周波数はあらかじめ設定されたものであり、位置情報によつて適切に選択されるもので

# ロ 前号ロ及びハの条件を満たすものであること。

あること。

第四十九条の二十三の四 ○・二Bまでの周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなけれ 行う携帯移動地球局で、二九・五Hから三〇Hまでの周波数の電波を送信し、 ばならない。 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を 一九・七品から一

#### 一般的条件

- るものであつて、当該人工衛星局を自動的に捕捉及び追尾することができなくなつた場合 は直ちに電波の発射を停止する機能を有すること。 空中線は、通信の相手方である人工衛星局のみを自動的に捕捉及び追尾することができ
- $\Box$ る機能を有すること。 制御携帯基地地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、電波の発射を開始でき
- 制御携帯基地地球局の制御により電波の発射を停止する機能を有すること。
- 設定されるものであること。 周波数及び輻射する電力は、制御携帯基地地球局が送信する制御信号によつて自動的に
- 朩 する信号を正常に受信できないときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有するこ 自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び制御携帯基地地球局が送信
- 一 二九・五日から三○日までの周波数の電波の発射を禁止された領域内において電波の発射 を停止する機能を有すること。

#### 送信装置の条件

は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであるこ 送信空中線から静止衛星軌道の三度以内の方向に輻射される四〇Hの帯域幅当たりの電力

(二) ニデシベル以下	七度を超え九・二度以下
79-25logιο θ ブツハン 次に掲げる式による値以下	二度以上七度以下
る。)	対向する衛星方向からの離角(0)

[新設]

九・二度を超え四八度以下	次に掲げる式による値以下
四八度を超え一八〇度以下	(二)   ○デシベル以下

- この表の値にかかわらず、減衰量を補うために電力を増加させることができる。注一 送信電力制御機能を有する場合であつて、降雨等により搬送波の減衰がある場合は、
- 「国際調整」という。)で合意した値がある場合には、この表の規定にかかわらず、そ一 送信電力制御機能を有しない場合であつて、無線通信規則第三章に定める手続(以下

の値を最大輻射電力とすることができる。

10log<sub>10</sub>N デシベル (N は局数)

ただし、国際調整で合意した場合は、他の方法を用いることができる。

を加えることができる。 四 仰角が三〇度以下の範囲で運用する場合は、下欄に掲げる値に次に掲げる式による値

3-0.1 ε デシベル

εは静止衛星軌道に対する仰角とし、5度以下のときは5とする。

(インマルサット携帯移動地球局の無線設備)

第四十九条の二十四 [略]

[削る]

(インマルサット携帯移動地球局の無線設備)

第四十九条の二十四 [同上]

- 送信装置の条件
- イ 変調方式は、第四十条の四第四項第一号イに規定する条件に適合すること。
- ②以外の通信を行う場合 毎秒八、〇〇〇ビット
- ② 呼出し及び応答を行うための通信を行う場合 毎秒三、〇〇〇ビット
- 位相雑音のレベルは、第四十条の四第四項第一号ハに規定する条件に適合すること。
- 二 第四十条の四第四項第一号二に規定する条件に適合すること。
- 二 受信装置の条件
- 相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が四一・六デシベルとなるレベルの電波の周波数偏差が九二四ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、四相位ロ 無線データ(ファクシミリ伝送を含む。)による通信を行う場合にあつては、搬送波

おいて九五パーセントの確率で○・○○一パーセント以下であること。を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、三、六○○秒以上の時間に

- 条件に適合すること。 無線電話による通信を行う場合にあつては、第四十条の四第四項第二号ニに規定する

### 三 空中線の条件

れぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。イー主輻射の方向からの離角に対する絶対利得は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、そ

-								
ンマルサット人工衛星空中線が人工衛星局(イ		<b>垂直方向のアレイアン</b>				テナ 水平方向のアレイアン		
三〇度以-		垂直方向		垂直方向		水 平 方 向	(θ) 主輻射の	別
三〇度以上四〇度以下	八○度以下	度以下□○度以上七○	一八〇度以下	○度以下	八〇度以下四八度を超え一	度以下二一度以上四八	(θ)	
14 + 10log <sub>10</sub> (Sin(x)/x) ゴぐ入	(二)五デシベル以下	41 — 25logιo θ ゴぐんア 次に掲げる式による値以下	八〇度以下 二〇度を超え (一)五デシベル以下	○度以下 15 — 0.0012 θ <sup>2</sup> デぐ入レ 二○度以上一三 次に掲げる式による値以下	(二)五デシベル以下	38 — 25logιo θ ゴぐんア 次に掲げる式による値以下		絶対利得

(二)五デシベル以下	九○度を超え一八○度以下 (二)五デシベル以下	
44 — 25log10 θ デシベル		ノテナいられる平面アレイア
次に掲げる式による値以下	を有しないものに用 四〇度を超え九〇度以下	能を有しないものに用
		を自動的に追尾する機
$x = 4.1 \theta ラジアン$		において同じ。)の方向
<i>)</i>		局をいう。以下この条

送信又は受信する電波の偏波は、第四十条の四第四項第三号ロに規定する条件に適合

インマルサツト携帯移動地球局のインマルサツトミニM型の無線設備は、次の各号の条件 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

#### 送信装置の条件

に適合するものでなければならない。

第四十条の四第五項第一号に規定する条件に適合すること。この場合において、同号ロ(3) ○ビット」と読み替えるものとする。 中「毎秒五、六○○ビット又は毎秒二四、○○○ビット」とあるのは、「毎秒五、六○

## 二 受信装置の条件

イ 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、次の(1)又は(2)に規定する値 以上であること。

無線高速データによる通信を行う機能を有する無線設備の場合 (二)七デシベル

第四十五条の二十第二項第二号ロからニまでに規定する条件に適合すること。 ①以外の無線設備の場合 (二)一七デシベル

いて、復調後におけるビット誤り率は、一、五○○秒以上の時間において○・○○○○ 力と雑音の電力密度との比が五三・二デシベルとなるレベルの電波を受信した場合にお ツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、一六値直交振幅変調波の搬送波電 無線高速データ通信を行うものにあつては、搬送波の周波数偏差が一、一一〇ヘル

#### 三 空中線の条件

一パーセント以下であること。

イ 主輻射の方向からの離角に対する絶対利得は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、そ ے ع れぞれ同表の下欄に掲げる相対利得の許容値に空中線の最大利得を加えた値以下である

	(θ) 主輻射の方向からの離角	区別
		相対利得の許容値
_		

2|| 5||

略

別表第一号(第5条関係)

[注1~31 略] 32 波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電

> るもの ないもの 能を有し 無線高速 通信を行う機能を有す 無線高速データによる | 一五度以上三三度未満 を行う機 よる通信 データに 的に追尾す 方向を自動 するもの る機能を有 的に追尾す 方向を自動 工衛星局の 空中線が人 る機能を有 工衛星局の 空中線が人 しないもの 九〇度以上一八〇度以下 四〇度以上九〇度未満 三〇度以上一二〇度未満 一二〇度以上一八〇度以下|(二)一九デシベル 九〇度以上一八〇度以下 七五度以上九〇度未満 六〇度以上七五度未満  $\equiv$ 一度以上六○度未満 (二)一二デシベル 次に掲げる式による値 (二)三〇デシベル 51.2-40log10 θ デシベル 次に掲げる式による値 |33log<sub>10</sub>(cos(2.2(θ-1))))デシベ 次に掲げる式による値 次に掲げる式による値 -2-10log10 θ デシベル 次に掲げる式による値 39-27log10 θ デシベル 38-25log10 θ デシベル 次に掲げる式による値 **-0.41** θ + 6.9 デシベル

別表第一号(第5条関係)

同上

ロ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

幂

[注 1~31 同左]

32 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する 電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

調時の基本周波数の等価等方輻射電力より 60dB 低い値とする。	
1,626.4MHz から 1,646.6MHz までの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプ	
任意の 4kHz 幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、	
(ア) 標準同調範囲型の無線設備	
の許容値は、無線設備の種類に応じて次のとおりとする。	
ア 変調時におけるスプリアス発射(高調波発射を除く。)の等価等方輻射電力の強度	
② インマルサット船舶地球局のインマルサットM型の送信設備	[削る]
[(1) 同左]	[(1) 略]
る値にかかわらず、次のとおりとする。	値にかかわらず、次のとおりとする。
14 インマルサット船舶地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定す	14 インマルサット船舶地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する
[1~13 同左]	[1~13 略]
別表第三号(第7条関係)	別表第三号(第7条関係)
	は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示で定める値とする。
[新設]	第73 第49条の23の3及び第49条の23の4に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値
[第6~72 同左]	[第6~72 略]
<b>4~</b> 2 [同左]	2~ <u>15</u>
1)	
変調信号の送信速度が毎	
変調信号の送信速度が毎秒 3,000 ビットのもの 60kHz	
イントラサシェベルM型の無薬製編	[削る]
2) (1)以外のもの	
※剛は ない では と	
1) 将調信中の米信神母が角歩3,000 できたのもの	
$\rightarrow$	
[1 同左]	[1 略]
指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。	をする場合には、電波の型式に冠して表示する。
数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この	帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定
第5 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波	第5 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数
[第1~4 同左]	[第1~4 略]
別表第二号(第6条関係)	別表第二号(第6条関係)
[33~57 同左]	[33~57 略]
(五) [同左]	<u>4</u> ] [略]
44 [同左]	(3) [略]
(3) インマルサットミニM型及びインマルサットF型の無線設備 1,250Hz	(2) インマルサットF型の無線設備 1,250Hz
(2) インマルサットM型の無線設備 1,090Hz	[削る]
(1) インマルサットC型及びインマルサットD型の無線設備 150Hz	(1) インマルサットC型及びインマルサットD型の無線設備 150Hz

	「備考」表中の「 一」の記載及び対象規定の二重傍線を付した漂記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
[38~61 同左]	[38~61 唇]
(6) [同左]	(5) [略]
(5) [同左]	(4) [略]
<u>4</u> [同左]	[3] [略]
14(3)に規定する値とする。	14(2)に規定する値とする。
サット携帯移動地球局のインマルサットF型の送信設備	
② インマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型の送信設備及びインマル	② インマルサット携帯移動地球局のインマルサットF型の送信設備
規定する値とする。	
イ 高調波発射 (18GHz 以下の周波数のものに限る。) の強度の許容値は、14 (2)イに	
本周波数の等価等方輻射電力より 60dB 低い値とする。	
ス発射の強度の許容値は、離調周波数が 100kHz を超えるものに対して無変調時の基	
1,626.4MHz から 1,660.6MHz までの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリア	
の許容値は、任意の 4kHz 幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、	
ア 変調時におけるスプリアス発射(高調波発射を除く。)の等価等方輻射電力の強度	
2 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットM型の送信設備	[6条項]
[(1) 同左]	[(1) 略]
定する値にかかわらず、次のとおりとする。	する値にかかわらず、次のとおりとする。
定 37 インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規	37 インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定
[15~36 同左]	[15~36 略]
(3) [同左]	(2) [略]
輻射電力が(-)23dBW以下である値とする。	
イ 高調波発射 (18GHz 以下の周波数のものに限る。) の強度の許容値は、等価等方	
調時の基本周波数の等価等方輻射電力より 60dB 低い値とする。	
リアス発射の強度の許容値は、離調周波数が 100kHz を超えるものに対して無変	
1,631.4MHz から 1,646.6MHz までの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプ	
任意の 4kHz 幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、	
(イ) 限定同調範囲型の無線設備	

特 定 無 線 設 備  $\mathcal{O}$ 技 術 基 準 適 合 証 明 等 に 関 す る 規 則  $\mathcal{O}$ \_ 部 改 正

第 兀 条 特 定 無 線 設 備  $\mathcal{O}$ 技 術 基 準 適 合 証 明 等 に 関 す る 規 則 昭 和 五. +六 年 郵 政 省 令 第三十 七 号)  $\mathcal{O}$ 

部を次のように改正する。

改

正

後

欄

12

掲

げ

る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

傍

線

を

付

L

又

は

破

線

で

拼

 $\lambda$ 

だ

部

分

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

改

 $\Diamond$ 

改

正

後

欄

に

掲

げ

る

対

象

規

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り `` 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L 又 は 破 線 で 进  $\lambda$ だ 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す る

定 で 改 正 前 欄 に ک れ に 対 応 す る ŧ  $\mathcal{O}$ を 掲 げ 7 1 な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ は、 これ を 加 え る。

置     装       二     試験項目     三     測定器等       [略]     (略)     (明)       四     特定無線設備の種別       の     号     八     十       の     号     八     十     二       の     号     八     十     二     (略)       の     号     八     十     二     (略)       の     号     八     十     二     (略)	ア [略] ア [略] ア [略] ア [略] ア [略]	(特定無線設備等)  (特定無線設備等)
世	ア [同上] ア [同上] ア [同上] ア [同上] ア [同上] ア [同上]	(特定無線設備等) (特定無線設備等) [一~二十八の二の二 同上] [新設] [新設] [五十八の三~七十二 同上] [2 同上]

						置!	表 信 送	
ス特性プレエンファシ	変調衝撃係数	変調度周波数偏位又は周波数偏移又は	比吸収率	空中線電力	強度 又は不要発射の スプリアス発射	占有周波数带幅	周波数	
直線検波器低周波発振器	オシロスコープ	調度計画線検波器又は変低周波発振器	比吸収率測定装置	トル分析器 測定器又はスペク 電力計、電界強度	析器 又はスペクトル分 スプリアス電力計 低周波発振器	スペクトル分析器は疑似音声発生器又	クトル分析器周波数計又はスペ	
略	略	略	略	略	略	略	略	
			注 13 〇	0	0	0	0	備設線無の二の二
			注 13 〇	0	0	0	0	備設線無の三の二
				0	0	0	0	備設線無の四の二
略]	略]	略	略	略	略	略	略	
					70.	1	表信 送	
ス特性プレエンファシ	変調衝撃係数	変調度 周波数偏位又は 周波数偏移又は	比吸収率	空中線電力	強度 又は不要発射の スプリアス発射	占有周波数带幅	周波数	
直線検波器低周波発振器	オシロスコープ	調度計直線検波器又は変低周波発振器	比吸収率測定装置	ドル分析器 利定器又はスペク 電力計、電界強度	析器 又はスペクトル分 又はスペクトル分	スペクトル分析器は疑似信号発生器及似音声発生器又	クトル分析器周波数計又はスペ	
[同七]	[同上]	[同 上]	[同上]	[同 上]	[同 上]	同上	[同上]	
			注 13 〇	0	0	0	0	備設線無の二の二
[厄斗]	[同上]	同上	[同上]	同上	[同七]	[同上]	[同七]	

		T							
Ē	置装信受								
感度	電波等の限度副次的に発する	送信速度	電力 でいないときの がましま おいないときの	域外漏えい電力又は帯隣接チャネル漏	送信時間	ち下がり時間 時間及び送信立 送信立ち上がり	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力
雑音計レベル計又は歪率標準信号発生器	器のボタール分析電界強度測定器又	オシロスコープ	析器 電力測定用受信機 低周波発振器	析器 電力測定用受信機 低周波発振器	オシロスコープ低周波発振器	器 はスペクトル分析	歪率維音計 直線検波器 低周波発振器	電力計低周波発振器	スペクトル分析器低周波発振器
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	注 6	注 6	0						
	注 6		0						
	注 6								
略	略	 	略	略	 略	略			略]
		I	I	I	I				
Ë	置装信受								
感度	電波等の限度	送信速度	電力 でいないときの でいないときの	域外漏えい電力及は帯	送信時間	時間及び送信立 ち下がり時間 とに立ち上がり	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力
雑音計 レベル計又は歪率 標準信号発生器	器 はスペクトル分析 電界強度測定器又	オシロスコープ低周波発振器	析器 ではスペクトル分 で開波発振器	析器 ではスペクトル分 で、カリンの で、カ の で、カ の で、カ の で、カ の で、カ の で、カ の で、カ の で、カ の で、カ の で、カ の で が の で、カ の で、カ の で、カ の で、カ の で、カ の で、カ の で、カ の で、カ の で が の で が の を の で が の で が の で が の で が を が の で が を が を が を が を が を が を が を が を が を が	オシロスコープ	器はスペクトル分析オシロスコープ又	歪率維音計 直線検波器 低周波発振器	電力計低周波発振器	スペクトル分析器低周波発振器
同上	同 上	[同上]	[同 上]	[同 上]	同上	[同 上]	[同 上]	[同上]	[同上]
	注 6	注 6	0				12		
[同上]	[同上]	同上]	[同上]	[同上]	同上]	同上	[同上]	同上]	[同上]

注 1 23 略

注 1 23 同上

総合歪及び雑音	ス特性	波数変動局部発振器の周	相互変調特性	感度抑圧効果	択度 隣接チャネル選	スポンス	減衰量	通過帯域幅
歪率雑音計	直線検波器	周波数計	雑音計雑信号発生器	レベル計 標準信号発生器	レベル計又はオシ でスコープ に低周波発振器	雑音計を発生器	レベル計 問波数計 標準信号発生器	レベル計 周波数計 標準信号発生器
略	略	略	[略]	略	略	[略]	[略]	略
略	略	略	略]	略	[略]	略	略	睟
[略] 総合歪及び雑音	ス特性   ス特性	[略] 波数変動 局部発振器の周	[略] 相互変調特性	[略] 感度抑圧効果	[略]	[略] スプリアス・レ	[略] 減衰量	[略] 通過帯域帽
	ス特性ン	波数変動局部発振器の			択度	スポンス・		
総合歪及び雑音	ス特性	波数変動局部発振器の周	相互変調特性	感度抑圧効果	択度 隣接チャネル選	スポンス	減衰量	通過帯域幅
総合歪及び雑音 標準信号発生器	ス特性 直線検波器 ディエンファシ 低周波発振器	波数変動局部発振器の周周波数計	相互変調特性標準信号発生器	感度抑圧効果を準信号発生器	択度 収度 収べル計又はオシ に周波発振器	スポンス レベル計又は歪率 スプリアス・レ 標準信号発生器	減衰量を必ずにある。 フィル計 でんか はいま でん はいま はい	通過帯域幅 標準信号発生器

#### 「イ 略」

号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第 れと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。 五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこ 号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二 の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二 九条の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九条の二十三の四、第四十九条の二十四 の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の 第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六 規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、 動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十 多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移 局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十(時分割・符号分割 重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動 のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送 一号の三、第十一号の四、第十一号の五(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験 六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第 である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備 号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四 の二の三、第二十八号の二の四、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七 二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号 上移動局に使用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第 するものに限る。)、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九(時分割・符号分割多 ための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信 信するものに限る。)、第十一号の六(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験の イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十 三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ⑴から⑶まで並びにロ⑵及び⑶、同条第二号 二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十一号の十四(陸 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十 項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ44、第四十九条の八の 第五十四条第二号へからチまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものしする

[表示 略]

[注1~3 略]

| イ 同上

ウ 三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める 第五号、第六号及び第八号、 二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項 号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四 号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並び 項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第I の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試験器等を使用 二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号 二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の 二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十一号の十四(陸 動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十 多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移 重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動 信するものに限る。)、第十一号の六(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験の のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送 一号の三、第十一号の四、第十一号の五(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験 条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査す で、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、 から(3)まで並びに口(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第 十九条の七第一号ロ4、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ1) に第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第 して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四 上移動局に使用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第 局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十(時分割・符号分割 するものに限る。)、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九(時分割・符号分割多 ための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信 る試験をいう。)を行う。 一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十 第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからチま 同条第二項第

三・三 同上

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

[表示 同左]

[注1~3 同左]

[略]	第2条第1項第28号の3に掲げる無線設備	第2条第1項第28号の2の4に掲げる無線設備	第 2 条第 1 項第 28 号の 2 の 3 に掲げる無線設備	第2条第1項第28号の2の2に掲げる無線設備	[昨各 ]	特定無線設備の種別
[略]	VY	<u>0 S</u>	N S	GS	[略]	記号

5 器

> 4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明 めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。 機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定

[同左]	第2条第1項第28号の3に掲げる無線設備	第2条第1項第28号の2の2に掲げる無線設備	[同左]	特定無線設備の種別
[同左]	VY	GS	[同左]	記号

<u>0</u> 同左]

備考 表中の [ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則